

足立区公契約条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 公契約に定める事項等（第6条—第8条）
- 第3章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等（第9条—第12条）
- 第4章 公契約の適正な履行の確保（第13条—第15条）
- 第5章 公契約等審議会（第16条）
- 第6章 補則（第17条・第18条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公契約に係る区の基本方針並びに区及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係をもとに締結する公契約において果たすべき責務を定めるとともに、公正、公平な入札・契約制度を確立し、安全かつ良質な事務、事業の執行を確保することにより、もって地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公契約 区が発注する工事、製造その他の請負の契約をいう。
- （2） 受注者 公契約を区と締結する者をいう。
- （3） 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに規定する者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

- （4） 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに規定する者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

- （5） 賃金等 公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号アに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号イに該当する者が当該請負契約により得る収入

（基本方針）

第3条 区は、公契約における法令遵守を徹底させるとともに、次に掲げる事項を公契約の実施に係る基本方針とする。

- (1) 公契約の適正な履行により事務、事業を円滑に執行し、良質な区民サービスを確保すること。
- (2) 労働者等の適正な労働条件の確保、安全な労働環境の整備を図ること。
- (3) 地域経済の活性化に寄与する事業者を適正に評価し、区内業者の育成を図ること。
- (4) 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性並びに公正、公平な競争を確保すること。
- (5) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、公契約に係る総合的な施策を講じなければならない。

- 2 区は、基本方針にのっとり、地域経済の活性化のため、区内事業者が積極的に競争に参加できる仕組みを作らなければならない。
- 3 区は、別に定める工事成績評価制度により、公契約の安全性と優良な品質を確保しなければならない。
- 4 区は、公契約の発注に際し、労働者等の労働条件の確保、労働環境整備に留意するよう、契約の相手方となる者に対し要請しなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を受注するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条第1項に規定する区の施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

第2章 公契約に定める事項等

(適用範囲)

第6条 この条例が適用される公契約の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負の契約
- (2) 予定価格が9千万円以上の工事又は製造の請負以外の請負の契約のうち、区長が別に定めるもの

(公契約に定める事項)

第7条 区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとし、受注者及び受注関係者は、当該事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、第9条第1項の規定により区長が定める労働報酬下限額（以下この条において「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならないこと。
- (2) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、当該賃金等と労働報酬下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならないこと。
- (3) 受注者及び受注関係者は、当該各労働者等に適用される労働報酬下限額、労働者等が公契約に係る業務に従事した時間その他区長が定める事項を記録し、これを保存しなければならないこと。
- (4) 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の賃金等、労働時間、社会保険

の加入状況その他の労働条件が法令等に適合し、適正なものであることを区長が指定する期日までに報告しなければならないこと。

- (5) 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならないこと。

ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲

イ 労働報酬下限額

ウ 第10条の規定による申出をする場合の申出先

- (6) 受注者及び受注関係者は、労働者等に対し、当該各労働者等に適用される労働報酬下限額又は職種を通知しなければならないこと。

- (7) 受注者又は受注関係者は、公契約に係る業務の契約において、この条例の規定を遵守する旨を定めること。

- (8) 受注者は、第13条第1項の規定による報告の求め又は立入調査があった場合は、これに応じなければならないこと。

- (9) 受注者は、第14条第1項に規定する是正措置を講ずるよう求められた場合には、速やかに是正の措置を講じ、当該措置について、区長が定める期日までに、区長に報告すること。

- (10) 第8号及び前号の場合において、受注関係者は、受注者から報告若しくは立入調査に協力し、又は是正措置を講ずることを求められたときは、速やかに応じること。

- (11) 受注者が次条各号の規定に該当するときは、区は、公契約を解除することができること。

- (12) 前号の規定による公契約の解除により受注者に損害が生じて、区は、その損害を賠償する責任を負わないこと。

- (13) 受注者がこの条例の規定に違反し、公契約を解除したときは、違約金を徴収することができること。

(契約解除)

第8条 区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、公契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

- (2) 第14条第1項の規定による命令に従わないとき。

- (3) 第14条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第3章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等

(労働報酬下限額)

第9条 区長は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める賃金のほか、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して、公契約に適用する労働報酬下限額を定めるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負の契約 区が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価
- (2) 工事又は製造の請負以外の請負の契約 国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価、生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において区に適用される額その他の公的機関が定める基準及び区に勤務する常勤職員、会計年度任用職員の給与等

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第12条に規定する足立区労働報酬審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示する。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が前条の規定による労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は受注者若しくは受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 受注者及び受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働報酬審議会)

第12条 労働報酬下限額について調査、審議するため、区長の附属機関として足立区労働報酬審議会(以下「労働報酬審議会」という。)を設置する。

2 労働報酬審議会は、委員6人以内をもって組織する。

3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有するもののうちから、区長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、労働報酬審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 公契約の適正な履行の確保

(報告及び立入調査)

第13条 区長は、第10条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(是正措置)

第14条 区長は、前条第1項の報告及び立入調査の結果、受注者及び受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられ

た場合には、速やかに是正の措置を講ずるものとし、区長は、当該措置について、区長が定める期日までに、報告を求めることができる。

(公表)

第15条 区長は、第8条の規定により公契約の解除をしたとき、又は公契約の終了後に受注者がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、その旨を区長が定めるところにより公表することができる。

2 公表する事項及び方法は、規則で定める。

第5章 公契約等審議会

(公契約等審議会)

第16条 入札及び契約手続における公正性、透明性を確保し、この条例を適切に運用するため、区長の附属機関として足立区公契約等審議会（以下「公契約等審議会」という。）を設置する。

2 公契約等審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 入札及び契約手続の運用状況について、調査、審議すること。

(2) 入札及び契約手続に関する苦情申立てについて、調査、審議すること。

(3) 前2号のほか、この条例の運用状況、区の契約制度の適正なあり方について、調査、審議すること。

3 公契約等審議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約に関して審議及び調査を行うことができる学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、公契約等審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(指定管理者との協定)

第17条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定については、この条例の適用を受ける公契約とみなして、この規定を適用する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則（平成25年9月30日条例第47号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第12条、第16条及び付則第3項の規定は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第11条まで、第13条及び第14条の規定（第17条の規定により適用する場合を含む。）は、施行日以後に公告し、又は通知する工事、製造その他の請負の契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区労働報酬審議会	日額 7,000円
足立区公契約等審議会	日額 21,000円

付 則（令和2年12月22日条例第64号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される足立区公契約等審議会の委員の任期は、改正後の足立区公契約条例第16条第5項本文の規定にかかわらず、令和3年12月9日までとする。

付 則（令和6年9月30日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の足立区公契約条例第6条及び第17条の規定は、施行日以後に締結される工事又は製造の請負の契約及び施行日以後に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）と締結する公の施設の管理に関する協定（この条例の公布の日前に公募手続を開始したものを除く。）について適用し、施行日前に締結した工事又は製造の請負の契約並びに施行日前に指定管理者と締結した公の施設の管理に関する協定及び施行日以後に指定管理者と締結した公の施設の管理に関する協定（この条例の公布の日前に公募手続を開始したものに限る。）については、なお従前の例による。